

新たな「衝突安全性能総合評価」について（案）

1. 評価の対象試験

新たな「衝突安全性能総合評価」は以下の試験を対象とする。

- ・フルラップ前面衝突試験（運転席・助手席）
- ・オフセット前面衝突試験（運転席・後席）
- ・側面衝突試験（運転席・助手席）
- ・後面衝突頸部保護性能試験（運転席・助手席）
- ・歩行者頭部保護性能試験
- ・歩行者脚部保護性能試験
- ・シートベルトリマインダー評価試験

2. 評価方法

(1) 乗員保護性能評価

①対象の試験及び重み付け

- ・フルラップ前面衝突試験（運転席・助手席）：30
- ・オフセット前面衝突試験（運転席・後席）：30
- ・側面衝突試験（運転席・助手席）：25
- ・後面衝突頸部保護性能試験（運転席・助手席）：15

②得点算出方法

乗員保護性能評価の得点（100点満点）は、各試験の座席毎の得点（12点満点）に重み付けを考慮した係数を乗じた値とする。

- ・フルラップ前面衝突試験＝（運転席得点（12点）＋助手席得点（12点））×係数（1.250）＝30
- ・オフセット前面衝突試験＝（運転席得点（12点）＋後席得点（12点））×係数（1.250）＝30
- ・側面衝突試験＝（運転席得点（12点）＋助手席得点（12点））×係数（1.042）＝25
- 注：SCA（サイドカーテンエアバッグ）未装着車は、各座席の総合点から3.5点を減ずる。
- ・後面衝突頸部保護性能試験＝（運転席得点（12点）＋助手席得点（12点））×係数（0.625）＝15

注：平成23年度は試験速度が40km/h（ Δ V17.6km/h）相当のため、算出された得点に速度換算係数（0.9）を乗じた値とする。

(2) 乗員保歩行者保護性能評価

①対象の試験及び重み付け

- ・歩行者頭部保護性能試験：75
- ・歩行者脚部保護性能試験：25

②得点算出方法

歩行者保護性能評価の得点（100点満点）は、各試験毎の得点（4点満点）に重み付けを考慮した係数を乗じた値とする。

- ・歩行者頭部保護性能試験＝得点（4点）×係数（18.75）＝75
- ・歩行者脚部保護性能試験＝得点（4点）×係数（6.25）＝25

注：試験速度が40km/hのため、算出された得点に速度換算係数（0.95）を乗じた値とする。

(3) 新たな「衝突安全性能総合評価」

①得点算出

乗員保護性能評価(100点満点)と歩行者保護性能評価(100点満点)の合計にシートベルトリマインダー評価試験の得点を換算した点(8点満点)を加算する。

なお、衝突安全性能総合評価に加点するシートベルトリマインダー評価試験の得点の算出方法は次のとおりとする。

$$\text{シートベルトリマインダー評価試験} = \text{得点 (100点)} \times \text{係数 (8/100)} = 8$$

②評 価

算出された得点を基に、110点未満を1★、110点以上～130点未満を2★、130点以上～150点未満を3★、150点以上～170点未満を4★、170点以上～を5★とする。

ただし、5★であっても、乗員保護性能評価と歩行者保護性能評価を構成する個別評価が、最高評価から2段階以上低いものが含まれている場合は4★とする。

③公 表

公表は、衝突安全性能総合評価(1★～5★)のほか乗員保護性能評価(100点満点)及び歩行者保護性能評価(100点満点)についても公表を行う。

なお、具体的な公表方法については、今後、メディアワーキンググループで検討することとしている。

3. 2000年から2010年までに衝突安全性能総合評価を行った車種及び試験未実施の車種の取扱い

自動車製作者が委託試験を実施することにより全ての評価対象試験について評価が行われた場合には、新たな「衝突安全性能総合評価」として公表する。

【参考】個別評価の公表

原則として、現行の得点算出方法等を踏襲し、5段階評価(レベル1～5)で公表する。

ただし、

① 後面衝突頸部保護性能試験の評価は、平成24年度から試験の速度変化を現行の17.6km/hから20.0km/hとすることとしているため、平成23年度のみ4段階評価で公表する。

② 平成23年度から導入する歩行者脚部保護性能試験の評価については、試験速度40.0km/hの間は4段階評価とする。